(平成13年3月28日制定)

(趣旨)

1 この申合せは、佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)の授業の活性化を 図るため、本校非常勤講師(以下「非常勤講師」という。)の任用に関して必要な事項 を定めるものとする。

(任用上の留意)

2 本校で開設する授業科目については、本校教員が専門分野を広げることによって、担当できるよう努めるものとする。ただし、これにより難い場合又は特に教育上充実強化を必要とする場合は、非常勤講師の任用を考慮できるものとする。

(資格)

- 3 非常勤講師の資格を有するものは、次の各号に該当する者で、教授上の能力のあるものとする。
 - (1) 高等専門学校設置基準(昭和36年第23号)第13条に規定する講師の資格を有する者
 - (2) 任用する年度の末日の年齢が満70歳以下の者 (特例措置)
- 4 校長は、前項第2号に規定する年齢にかかわらず、満71歳以上の者であっても佐世保工業高等専門学校校務執行会議の議に付し、非常勤講師を任用することができるものとする。

(任用計画及びその手続)

- 5 任用計画及びその手続について、次の各号のとおり行うものとする。
 - (1) 任用期間は2年とする。ただし、やむを得ず2年を超えて任用する場合は、校長の同意を得て延長することができるものとする。また、任用総時間数は、前年度の実績を超えないよう努めるものとする。
 - (2) 各学科長及び基幹教育科長(以下「学科長」という。)は、当該学科に非常勤講師を任用すべき事由が生じた場合は、非常勤講師任用計画調書(別記様式第1号)を前年度の1月末までに、学生課教育支援係に提出するものとする。
 - (3) 学生課教育支援係は、学科長から提出された非常勤講師任用計画調書を取りまとめ、教務主事の承認を得て、総務課人事係へ提出するものとする。

(任用計画の調整)

6 校長は、前項の任用計画について、予算その他の理由で調整の必要があると認めた場合は、教務主事及び当該学科長の意見を聴取して、その調整を行うものとする。

(任用計画の変更)

7 任用計画の変更について、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 学科長は、非常勤講師任用計画調書を提出後、やむを得ず変更すべき事由が生じた場合は、非常勤講師任用計画変更届(別記様式第2号)を速やかに学生課教育支援係へ提出するものとする。
- (2) 学生課教育支援係は、提出された非常勤講師任用計画変更届について、第5項第3号に準じて処理するものとする。

附 記

- 1 この申合せは、平成13年4月1日から実施する。
- 2 佐世保工業高等専門学校非常勤講師の任用に関する申し合わせ(昭和60年10月2 1日制定)は、廃止する。

附 記

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成24年7月1日から実施する。

附 記(令和2年3月30日)

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附記

この申合せは、令和3年11月1日から施行する。

附記

この申合せは、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。